



福島医発第 2645 号 (地)
令和 3 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について」の一部訂正について

今般、令和 3 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 2 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保241)
令和 3 年 12 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について」の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和 3 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 2 号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について
(令 3. 12. 10 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和3年12月10日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

令和3年8月31日付け保医発 0831 第2号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年8月31日付保医発 0831 第2号)の別添1の一部訂正について

(別 添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」(令和 3 年 8 月 31 日保医発 00831 第 2 号) の別添 1 の
一部訂正について

3 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 8 款 K 5 9 4 を次に改める。

(1) (略)

(2) 「 4 」の「イ」開胸手術によるもの~~又は(5)に掲げる左心耳閉鎖術を胸腔鏡下を実施したものは~~、区分番号「 K 5 5 2 」、「 K 5 5 2 - 2 」、「 K 5 5 4 」、「~~「 K 5 5 4 - 2 」、「 K 5 5 5 」、「 K 5 5 5 - 3 」、「~~「 K 5 5 7 」から「 K 5 5 7 - 3 」まで、「 K 5 6 0 」及び「 K 5 9 4 」の「 3 」に掲げる手術(弁置換術については機械弁によるものを除く。) と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) ~~左心耳閉鎖術を胸腔鏡下を実施したものは~~、「 K 5 5 4 - 2 」又は「 K 5 5 5 - 3 」に掲げる手術(弁置換術については機械弁によるものを除く。) と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。なお、左心耳閉鎖術を胸腔鏡下を実施した場合は、本区分の「 4 」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定することとし、当該手術と「 K 5 5 4 - 2 」又は「 K 5 5 5 - 3 」に掲げる手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の 100 分の 50 に相当する額を加えた点数を算定する。